

生態系をめぐる地球の緊張の調整

難航する交渉

アラン・リヒマン
工藤秀明 訳



1 地球的な生態系危機

生態系エコシステムの危機やその調整については、これまであまり理論的に検討されてこなかった。何よりも、生態系の矛盾をめぐる調整諸形態が問題にされたこと自体が最近のことだからである。この点、地球的な生態系危機のケースについてはいっそう明らかであって、この分野では調整様式の研究はやっと始まったばかりである。だから研究すべきは、「協定」に結晶した安定的な調整様式なるものではなく、一歩さがって、地球環境問題をめぐる対立的な諸関係である。しかもここで問題なのは、南北関係という典型的に非対称的な関係である。

対立を安定的に解決するものとしての調整様式の前提となるのは、対立しあっている諸グループが共通の価値を受け入れることである。「責任」の観念がこの役割をはたすべきだと思われる。この観念はともかくも難航する交渉のなかで前面に押し出されたが、その交渉とは、危機が爆発しないうちに最初の国際的な生態系調整形態をつくらうとするものであった。

本稿ではまず、「責任」の観念がすでに古典的調整様式（市場と位階）のなかで考慮されていることを示したい。ついで、簡単ながオゾン層保護や生物多様性をめぐる交渉について、そしていさかページを割いて気候をめぐる交渉について、検討したい。

「責任」とは何か

責任とはその純粹に客観的な意味では、因果関係の別名でしかない。謎の隕石は恐竜の絶滅に「責任」があるかもしれないし、塩素系ガスの放出はオゾン層の破壊に責任があり、エルニーニョ現象という太平洋海流の気

まぐれは一九八〇年代の気候異変に責任があるかもしれない。

だが当然ながら、人間活動それ自身が客観的原因の起源であるときにのみ、主体的責任という政治的・道徳的な問いが加わってくる。だから流星による不運の場合は問題でなく、塩素化合物（フロンガスなど）の放出の場合は明白に問題であり、エルニーニョの場合は、海流のきまぐれそれ自身が——温室効果という——人間活動による流れの偏向の副産物だとしたら、おそらく問題となる。あとの二つの例から、それでもなお客観的責任の問題は主体的責任を想起させる前提条件として残ることがわかる。以下で検討するのは、主体的責任の問題である。

主体的責任については、さしあたり、表面的でしかも慣習的な二つの意味がある。当然ながら、この二つの意味はしっかりと確立されているが、それというのも、この二つは資本主義の調整諸形態のうちに合体されているからである。

第一に位階的責任であり、「これは誰の責任か」というものである。一種の委任協定が問題であり、これによって決定権をもつ人には「対応」の義務が生ずる。「責任者」は執行者に課題遂行を任せたかもしれないが、執行者は大惨事を引き起こしながらもそこから無罪放免される。だから「責任者」は必ずしも「犯人」とはかぎらない。だが解任や汚名、そしておそらく辞職がふりかかるのは、この責任者に対してである。たとえそれが責任者の軽率や知識不足のせいであっても、である。

こうした位階的責任とならんで、われわれにはもちろん市民的責任がある。市場が位階をともなうように、市民的責任は位階的責任をともなう。市民間の相互作用（契約、市場、あるいは……ドライバー間のたんなる衝突）が人びとやその財の原状に有害な（そして契約では予見しえなかった）結果を引き起こすならば、誰が「責任者」であり、したがって客観的に生じた損害や公害に対して誰が補償（一般的には金銭的な意味で）をすべきかを定めることは重要である。

厳密に道徳的な責任がもつと深いレベルで始まる。われわれが「権威の責任」、リーダーシップの責任とよぶものである。「両親は子供に責任がある」と言うとき、それは市民的責任以上のものである。これが意味しているのは、両親は子供にやらがやがて尊敬ある生活をしようとするような手段や価値を提供する義務があるということだ。そのなかには肉体的側面（子供の健康や人間形成に気をつけること）と同時に、道徳的側面（子供に善や少なくとも慎慮を教えること）も含まれる。

この第三類型の責任は、明らかに政党や道徳的権威者に固有のものである。事態が悪化したときこうした「権威者」が「対応」しなければならないのは、かれらが自ら——野党にあるときには言論で、与党にあるときには行動で——その擁護者となる社会プロジェクトに対してである。ご覧のように「責任」の観念は、（グラムシの意味での）ヘゲモニーの観念と密接につながっている。つまりこの観念は、「指導する」ためにはみなの長期的利害を考慮しなければならないということを含んでいる。だからこの観念はとりわけ、生態系の調整形態を制度化する基礎をつくるために適用される。

エコロジストやその哲学者が語る責任とは、「責任」のこうした広く認められた語意を拡張したものである。それはエマニュエル・レヴィナスが使ったドストエフスキのつぎの言葉に要約されうるだろう——「われわれはみな森羅万象に責任があり、とりわけ私はそうである」。この言葉は、声なき者や力なき者よりも「権威者」に大きな「責任がある」ことをかりに認めるとしても、責任義務の（各人および全員にとつての）普遍的性格を主張している。だがまさにこの「森羅万象」に対して、エコロジストは抜本的に新しい意味を付与する。われわれが責任をもつべき「森羅万象」には、他の生物種、無生物世界（景観や資源）、そしてとりわけ将来世代もまた含まれるという事実を強調するからである。

まだ生存していない人びとや意識も法的人格もない世界からの「何をしたんだ」の問いに「対応」しようとする

ことは、「責任」の語がもつはじめの三つの意味をはるかに超えてしまう。それは、

・ 解任することも（行政的責任）

・ 補償することも（市民的責任）

・ 異議を唱えたり逆転させたりすることも（権威の責任）

できないものに対して責任を感じることである。

この最後の意味を深層の責任とよぼう。というのもこの責任は、生命や社会にかんする何らかの考え方の根底そのものから来ているからであり、実際、この責任は——たとえその純粋性と普遍性において、もっぱら今日において根本的要求として立ち現れているとしても——はじめの三つの責任の基礎にあるからである。そして、責任観念のこうした原理的な意味が、地球的な生態系危機の問題が人類共通に提起されている今この時に発生したとしても、それは決して偶然ではない。

「地球的な生態系危機」の語によって何を理解すべきだろうか。まず「生態系」——（政治的）エコロジーはまさに、共通の環境を前にして各人の他のすべてに対する関係であり、それは、各人は他人の環境の一部をなし、また他人の環境のアクターであるということを意味する。「危機」——これはもはや以前のようには続けられないが、しかしどう反応したらいいかわからない状況である。「地球的」——「地域的」危機とはちがうということだ。

「地球的な生態系危機」は、原因が広範にわたり影響が全世界に及ぶ危機である。経済学的な観点から見た場合、地球的な危機は地域的な危機とは随分異なっている。河川の汚濁、交通の混雑、土壌の流出といったような地域的な危機においては、通常、その地域の行為者が地域の犠牲者の損害に直接責任を負っている（両者が同一人物であることもしばしばある）。このような場合には、金銭的補償を考えるにあたって、外部性の経済学やモラルハザードや他のミクロ経済学の諸概念が、問題を取り扱うのに少なくとも理論的には適しているし、実践的にも適してい

よう。この場合にはわれわれは「安定した世界」を扱っており、ここでは人々は基本的な目標や義務や権利について合意している(Godard, 1993)。それに対し、「地球的な生態系危機」においては、「犯人」は大陸全体を包摂している発展モデルに他ならず、「犠牲者」は他の大陸に住み他の生活様式を有しているかもしれない。この場合にはわれわれは、さまざまな国民的モデルや国際的正義について議論が戦わされている「論争中の世界」にいるのである。ここでは国際関係論的な考察、より正確には国際的政治経済学(例えば従属理論のような)が役立つかもしれないが、相当入念な検討を要するであろう。

本稿では、気候協定交渉を実物大の実験として用いながら、他の対照的な諸実験、つまりオゾン層危機や生物多様性に関する諸交渉について考察を加えたい。焦点は「南北」対立の側面に当てられるが、その際われわれは、経済学のツールを、たんに主題を扱うための理論的手段とみならず、われわれの研究の対象とも考える。実際われわれは一つの社会的な対象——地球環境の政治経済学——の誕生を目撃しているのである。

2 オゾン層交渉のモデル

「酸性雨」問題は、国際関係のなかで取り上げられた最初の地球的な生態系危機といえるかもしれない。事実、この問題は、まさに国際的なものであって、きわめて長い距離を隔てて起きる地域的汚染と考えることができよう。それはベルリンのG7サミット(一九八五年)の議題となり、煙突の高さや触媒コンバーターなどについて各国ごとに規制を行なうという内容の国際的合意が形成された。

オゾン層の減少問題は、最初の現実的な、厳密な意味における地球生態系問題であった。あるいは少なくともそれは、最初の深刻に考えられるべき問題であった。その理由の一つは、最初の潜在的かつ現実的な犠牲者がオーストラリアの人々、つまり先進資本主義国の住人である、ということであろう。社会学および経済学的観点からいって、オーストラリアは北側の国である。南極上空のオゾンホールの原因が、主に北半球で、フロンやその他のガスが大気中に放出されていることだと確認されるや否や、危機は北の国同士の国際的衝突を生み出すことになった。さらに、南極上空のオゾン層が減少していることがはっきりしたことで、絶対に「なにかをする」必要があるという意識が高まった。その結果、最初のウィーン協定(一九八五年)以降、脅威に対処すべく、新たな国際決議が相次いで行なわれることになった(モントリオールで一九八七年、ロンドンで一九九〇年、コペンハーゲンで一九九二年)。

1 地球的な生態系危機についての最初の注意喚起は、科学者たちによって行なわれた。実際、危機の脅威は、科学者たちがそれについて語るようになるまで、気づかれなかった。しかも科学者たちは、その原因についても影響についても、皆が皆一致しているわけではない。(オゾン層の減少の危機における)ポイントは、フロンガスの放出が南極上空のオゾンホールの原因だという点で一致している科学者たち自身が、北半球で放出されたフロンガスが南極上空に到達するには約二〇年かかると主張している事実である。このように起こりそうな諸結果について十分な知識がないにもかかわらず、断固たる決議が行なわれなければならないのである。つまりわれわれは、ハーバート・サイモンの言うところの限定的合理性の領域にいるわけである。この場合、限定的合理性が意味するのは予防原則の実行である。つまり、現在の原因が引き起こす将来の結果が、不確実だがきわめて大きな損害をもたらすかもしれない、したがって取り返しがつかない場合には、われわれにもっとはっきり因果連関がわかるまで、原因を抑制するために直ちに行動するのが賢明である、ということである。

2 予防原則は標準的な費用—便益分析ではない。何かをする費用は不確実であり、その便益はゼロから巨大量のあいだにあつて、ナイト言うところの極度の不確実性を有するものである。さらに便益(この場合は、広範な人

人が皮膚ガンの危険性にさらされるのを回避することなど)は、主として将来世代の便益である。したがって(自分自身あるいは子供たちにとつての)特殊な危険性に対する主観的な嫌悪の感情が決定を左右することになる。最初の措置が講じられるためには(将来の)犠牲者たちの代弁者がいなければならぬ。そしてこれらの代弁者たちには、人々の注意を喚起できるだけの発言力がなければならない。

3 犠牲者たちが不満を言うだけでは十分ではない。「犯人たち」が責任を感じる必要がある。一般均衡理論における「渡るに橋無し」の原則¹⁾とは反対に、地球的な外部性の張本人たちは、かれらの活動の不幸かつ望まざる結果を申し訳なく思わなければならない。オーストラリア人の将来世代が紫外線から保護される権利を有すると承認することは、一つの社会的な革新である。なぜなら、コースなら言うであろうように、かれら将来世代には、保護機能をもつオゾン層に対する明示的な所有権がないからである。もちろん、ヨーロッパ人や北アメリカ人たちが自ら同じ問題にさらされているのを理解すれば、その際には、この新しい「人権」は、かれらによって一層容易に承認されるであろう。

4 オゾン層のような地球共有資産に関しては、諸世代間いかなる「市場」も存在しないし、国民間にさえ存在しないのだから、そしてまたいかなる世界的な規制や世界政府も存在しないのだから、問題の解決は、環境破壊的な活動を国家単位で回避する努力を行なうという、諸国民間の協定の形をとるであろう。いまの場合、「犯人たち」はそのすべてが、地球の「社会学的な北」に属するであろうから、協定の交渉は、経済的な先進諸国のあいだで行なわれることになる。

だがここに困難な問題がある。というのは、たとえすべてではないとしてもほとんどの低開発国は、まさに地球的な危機をもたらした発展モデルを模倣することこそ、自らの夢と考えているのである。相異点は、いまや禁止される活動(この場合では、例えば冷蔵)の便益をかれらが享受しうる以前に、協定の署名が行なわれるということ

にある。ここからかれらの次のような反対が生じる。もしわれわれ(南の国々)が現在のあなたがた(北の国々)と同程度に発展を遂げているのであれば、われわれは「責任」を感じる必要があるだろう、しかし、あなたがたが離陸し産業化を進めていた時期に無視したこの新たな規制を、われわれがいますぐ受け入れなければならない理由はまったくない。オゾン層保護論争においてはインドと中国がただちにこうした反対を提起したが、かれらは後にも同様の反対を行なつてゆくことになる。この意味でもオゾン層問題は後の問題のモデルとなっているのである。

5 北側の国々のあいだで合意が形成されるや否や、南側の国々が抵抗し、また新たな交渉が始まるのである。問題は国際関係論の領域に入る。北側の力(軍事力、技術力、資金力)は、南側の力をはるかに凌いでいるが、特定の争い²⁾においてそれを発動することは容易ではない。中国やインドのような国々は、強力な武器、妨害力を有している。かれらは調印を拒むことができる。だから、例えば何らかの資金援助の申し出や譲渡的条件に基づく技術移転などによって、かれらを調印に誘わなければならないのである。

6 問題は主権原理から生じることを、簡単にでも述べておかなければならない。国家つまり国民国家は、自然的ないし伝統的な所有権が存在せず、また存在しえない場合に、新たな権利や新たな規制を創出しうる唯一の有効な権力である。つまり、たとえ生態系危機が、新領域の所有権の市場的規制によって解決しうるのだとしても(これはきわめて不確かなことであるが)、市場と権利は創出されなければならない、そして現在までのところ、国民や領土に関することでは国家の主権的な決定をまつ以外にいかなる可能性もないし、また、地球共有資産に関しては主権国家間の「自由な」合意をまつ以外にいかなる可能性もないのである。

その際、問題に「南北対立」的側面が生じるのは、たとえ主権国家間で「普遍的」原理が合意されたとしても、その経済的な帰結は、それぞれの国家の初期条件に応じて、より正確にはそれぞれの国家の歴史的な発展段階に応じて、著しく異なるという事実からである。

「共有資産」について語っているのだから、一四世紀のヨーロッパにおける大危機を想起すべきであろう。当時、農村部においては、所与の特殊な技術的パラダイムと社会的関係の下で、人口圧力が土地の生産能力を明らかに陵駕し、そのため、「食糧不足と栄養不良から」国民全体がペストの新しい攻勢に対する抵抗力を著しく喪失していた。その結果、ヨーロッパは人口の半数以上を失うことになったが、二世紀後に人口が一三四〇年レベルに回復したときには、土地利用の社会的・技術的体系が劇的に変化していた。新たな企業家精神が、新しい直接土地保有者たち（必ずしも土地「所有者たち」ではない）のあいだに広がっていた。土地利用を一層効率的にするために、村の共有地は「囲い込」まれ、有能な農場主たちがその所有権を得ていた。問題は、その共有地を（非効率的に！）利用していた有能ならざる借地農たちが、「プロレタリア化」する他なかったということである。

一四〜一六世紀におけるヨーロッパの危機は経済的・社会的・人口的・生態系的な危機であり、「囲い込み運動」（「ブルジョア革命」の起源）はその解決の一部である、と解することができるかもしれない。地球共有資産の危機である現在の地球生態系危機は、その解決の一部としてなんらかの「地球囲い込み」を含むかもしれない。その場合には「あまり効率的ではない諸国民」のプロレタリア化が、そうした過程に伴って生じるだろう。これこそ地球共有資産に関する政治経済学の、南北対立的側面に他ならないのである。

3 生物多様性に関する交渉

生物多様性に関しては、気候変動に比べて、リオ（一九九二年の国連環境開発会議「地球サミット」）に至る過程で議論されることがはるかに少なかったが、それに関する条約交渉は、対象範囲の限定が曖昧であったために難航した。しかしリオではそれをめぐる議論は予想もなかった激しい争いの場となり、合州国政府が、他のすべての国々の

連合——これは最隣国（カナダ）から最遠国（マレーシア）まで含むもので、後者によって主導されていた——に完敗することになったのである。実際、生物多様性に関する争いは、地球環境交渉の南北問題的特徴を、戯画化された仕方でも表現している。

生物多様性というのは、（象や子アザラシのような）「大型」動物の多様性のことではない。そのような多様性については、すでにワシントン条約（一九七五年発効）で取り扱われている。ここで問題になっている生物多様性とは、生物資源の多様性である。すなわち微視的な種の多様性であり、種内部における遺伝資源の多様性であって、それらのいずれもが、製薬産業や種子産業やバイオテクノロジーの「生殖質」つまり原料となるのである。さらに言えば、生物多様性に関する論争は、生態系の多様性を問題にしなければならないのであって、そこでこそ「生物多様性」は存在しうるのである。

「多様性」という概念自体の意味を限定する必要がある。われわれはここで美学に関わっているのではない（再度言えば、それはワシントン条約の対象領域である）のだから、生物多様性の「存在価値」は、未知の多様性に、より正確に言えば、未知の生殖質の多様性（および分裂増殖）に基づいている。保護されるべきものの範囲がわかっていないという事実は、弱点ではなくて、この「地球共有資産」の価値そのものである。事実、生物多様性は、地球生命および生命関連産業にとって、普遍的な免疫システムなのである。人間の免疫システムが、これまで存在していなかった外部からの侵入者に対し、随時、解毒剤を創出し、特定の抗原が現れた際にはそのストックから利用できる抗体を選択するのと同じように、未知の生物多様性は、地球生命の内部における安定化のための反作用——人類によって組織されたものであろうと——の先在条件である。もちろん、そうした反作用が人間によって組織される場合には、生物多様性は、経済的な共有財となる。

一例として、トウモロコシの収穫の基礎となっているトウモロコシの種子をとりあげよう。トウモロコシは、メ

キシコのテファカン地域で、現代に至るまでの数千年の歴史のなかで、数世紀単位の過程によって淘汰されてきたのである (Gardner, 1984)。この淘汰の過程は、メキシコ人の農民の技術の結果であるが、それが可能になった必須条件は、中央アメリカ農村部に、植大な種類の未知の遺伝資源が存在したことである。農民によって選択されたトウモロコシの種類は、トウモロコシの野生の元型種と比較すればきわめて特殊化されているが、「農民トウモロコシ」内の生物多様性は非常に広範であった。その上、インディアン作物であるトウモロコシは、半ば野生的で半ば耕作された（しかし「手仕事の」耕作された）生態系の内部で、依然として同じ科の野生の種子との交雑が続いたのである。

それとは対照的に、アグリビジネスや製薬会社によって生産されるトウモロコシの種子は、極度に精選されている。先進資本主義諸国の大部分の近代的なトウモロコシ畑で用いられている「精選種」（きわめて収量の多いタイプの種子）においては、生物多様性は極度に狭くなっている。バクテリアやウイルスの侵入といった（これまでにもあつたような）新たな攻撃にあつた場合、精選された種子のほとんどはそれに抵抗することができない。そうした際の唯一の解決策は、（生物多様性の観点からみて）「豊かな」生態系のなかから、精選種に付加することで新たな問題を解決しうる遺伝子成分を発見することである。こうした「豊かな」生態系とは、当然、産業化されていない地域であつて、そこでは、農民のトウモロコシと野生のトウモロコシがなお生存し続けているのである。

周知のように、熱帯雨林が唯一の生物多様性の宝庫だというわけではない。もともと自然の生物多様性が存在したところで、しかもこれまで採集や農民的農業によって利用されてきただけで、標準化され工業化された農業によって開拓されはしなかつた地域であればどこであろうと、未知の有用な生殖質を提供してくれるようである。つまり生物多様性の存続は、民族的多様性の存続の副産物なのである。したがって、大部分の生物多様性の宝庫が、ちよと銅鉱山と同じように、「地理学的な南」に存在するのは、何らかの地史学的な幸運によるのではない。これ

らの宝庫が主として、社会的な南（すなわち低開発諸国）に存在するのは、生物多様性の定義によるのである。そしてこのような未知の生物多様性の有用な側面は、先進資本主義諸国の製薬会社の研究開発活動によって初めて発見されるであろう、というはきわめてありそうなことである。

要約すれば次のようになる。生物多様性は、原料と同様に、南に存在し、それを利用する産業は北に存在する。われわれはここできわめて生硬で、六〇年代のスタイルで、従属理論型の南北対立に逆戻りすることになる。リオ交渉やガットの「知的所有権の保護」交渉で表明された、合州国政府の次のような単純きわまりない主張は、そこから出てくるのである。すなわち森林や農民の畑に存在する分子はどれも自由に利用できるが、研究所によって確認された分子はどれも特許権使用料を支払わなければ利用できない。そしてもちろん南の主張はちよとこれと逆である。すなわち、特定地域に限定された自然資源である生物多様性は、（油田と同じように）それが存在している国に属するものである。それに対して分子の使用価値の確認は科学の成果なのだから、人類の共有財とすべきである。

この論争においては、ヨーロッパは存在しないも同然であつた。ECがUNCED「国連環境開発会議」に提出した報告書は現実の問題をとらえていなかったし、それをワシントン条約の拡大版のようなものと混同していた。フランスは、国連のグリーン・ヘルメットのようなもので守られる「世界自然公園」を指定することを提案した。この提案は、そのような公園がつくられた国では、何の金銭的補償もないままに、「共同利用」と主権の対象からその領土が削減されるといふもので、生物多様性の「囲い込み」といふ、とうてい受け容れがたい提案であつた。この提案は、フランス自身が自らの「豊かな」生態系（ポワトゥー地方の低湿地やピレネー山脈の熊の保護区など）を強力な圧力団体（集約農業や狩猟や自動車専用道路に関するそれ）から守ることができないのであつてみれば、一層受け容れがたいものであつた。

ここで、先に言及した過去の「困い込み」との逆説的な対照性が明らかに。「生物多様性の困い込み」が意味するのは、他のすべての地域での生物改造能力を守るために、いくつかの地域で「効率的な」近代化農業を進めるのを奨励することである。しかし農民や資本主義的木材会社が、これらの地域を別の仕方ですべて利用しようとするだろうことは明らかである。生物多様性を保護するための地球規模での規制は、近代化の権利を否定することになるのである。したがって南側の最も強硬な反対者は、新興工業諸国の「生産至上主義的なエリートたち」、例えば木材輸出国ロシア（官僚）やラジール・アマゾン地域の牧場経営を支援する知事たちである。他方、NGOのリオ・グローバル・フォーラムの中心思想によれば（「生物多様性を命がけで守っている」先住民は、北側の環境保護主義者—エコジスト…：かそれとも製薬会社か—の潜在的な同盟者を代表しているのである（Heich, 1992; Heich & Cockburn, 1989b）。

この奇妙な同盟方式（とくに人目を引いたのは合州国の歌手ストーンがアマゾンの友人チコ・メンデスを支援したことである）によって論争は不鮮明なものになったが、そうした状態は、リオにおいて、南北双方のエリートたちのあいだで生産至上主義的な妥協がはかられていた条約に、合州国が署名するのを拒否したことでついに終わった。その条約は、国家が「自らの」生物多様性に対して何らかの所有権を有すること、および南側に譲渡的な条件でバイオテクノロジーを移転する必要があることを承認していた。つまりそれは南側の「勝利」を表していたのである。しかし実際には、それは、南北双方のエリートたちにとって受け容れ可能な妥協点だったのである。

※ 北側の企業は、バイオテクノロジーの研究開発に融資する条件として、生物資源に特許権を設定する権利を有することが承認された。

※ 南側の諸国家は、その領土に対して、自らは当該地域を「開発」しないことを受け容れるという条件で、新種の特許使用料を設定する権利を有することが承認された。

敗者は、「生物多様性の「園芸家」とは認められなかった）先住民と、バイオテクノロジーの開発に疑いをもつ最もライカルのエコジストたちであった。実際、この問題は、リオのNGO・グローバル・フォーラムにおいて生じたただ一つの大きな不和の理由となったのである。しかしそれでもジョージ・ブッシュ政権は調印を拒否した。その結果、一九七〇年代の反帝国主義運動においてみられたのと同様の行動が、条約を支持して起こされた。「生物に対する特許使用料の設定」と「われわれの」森林に対する主権への帝国主義的攻撃とに反対して、いくつものデモがリオの通りにより広げられた。カナダが調印し、ついで日本、イギリス、全ヨーロッパが調印した。こうしてリオ会議は、ブッシュ政権にとって外交上のベトナムとなったのである。のちにクリントン政権は条約に調印した。この条約の原文はかなり曖昧なものであって、その解釈には相当の努力が必要である……。

4 気候をめぐる対立

温室効果の問題が、地球共有資産をめぐる南北間のさまざまな対立のなかで、最も明瞭であり、最も劇的であり、最もよく研究され、悲しいかな危険度の高いものであることは、確かである。それは、明らかにわれわれが第1節で論じた論争中の世界の「オゾン・モラル」のほとんどの特徴を示している。最初の警告は、なんらかの影響が気つかれるようになるはるか以前に、科学者によって（実際には、一九世紀末にアレキサンダーによって）発せられた。地球の温暖化と結びつけ、いくつもの指標が現われたとき（ひどい干魃や台風が過去一〇年間にわたる平

均気温のわずかな上昇と結びつけられた）、「犠牲者たち」のなかには、自分たちの問題を科学者たちの警告と結びつける者もでてきた。

※ 工業諸国においてエコロジー運動が広がるなかで地球の危機が叫ばれるようになり、北側の生活様式がその危機の原因であると批判されるようになった。

※ 論争のなかで提起された「解決策」のなかには、主権国家間の協定とともにいくつかの国内的政策も含まれていた。協定は北側諸国間ではすぐにも結ばれそうに見えたが、やがて協定案のなかに「反南」的傾向を有するものがあることが明らかになった。

しかし、すでに触れた最初の二つの例とは次のような重要な違いがある。

※ オゾン層危機とは反対に、犠牲者は主として「社会的な南」に存在する。

※ 生物多様性の危機とは反対に、必要な諸施策の負担は、主として北の諸国にかかってくるだろう。

その結果、南北対立はきわめて奇妙な様相を呈することになる。北側の国家のなかには、他の北側諸国および南側のエリートたちを説得して、主として南側の民衆の利益となるような施策を行なわせようと試みるものもでてこよう。

われわれはまず最初に、論争における「誰の利益となるのか」という側面を強調すべきであろう。というのはその問題は、「誰がその負担の最大部分を担うべきか」という、より実地的な論争の陰にかくされていたからである。しかし、経済学も国際関係論も「利益」の問題を無視することはできない。この点を略述するために、論争の科学的側面を簡単に要約してみよう。

気候変動に関する政府間パネルは、大気中のCO₂濃度が二倍（あるいは他の温室効果ガス、GHGが同量）になると、平均気温が摂氏三度プラス・マイナス一・五度上昇するだろうということではほぼ一致している(IPCC, 1992)。

この不確実性は自然科学者にとっては大きいものであるが、国際関係にとっては問題ではない。とにかくプラス一・五度の上昇が大問題なのである（そしてプラス四・五度の上昇は想像も及ばないほどの危機なのである）！
不確実性は、そのような濃度に達する時期についても存在する。しかし現在の放出割合でゆくと、ほぼ半世紀後にはそうなるだろうという点で一致している。

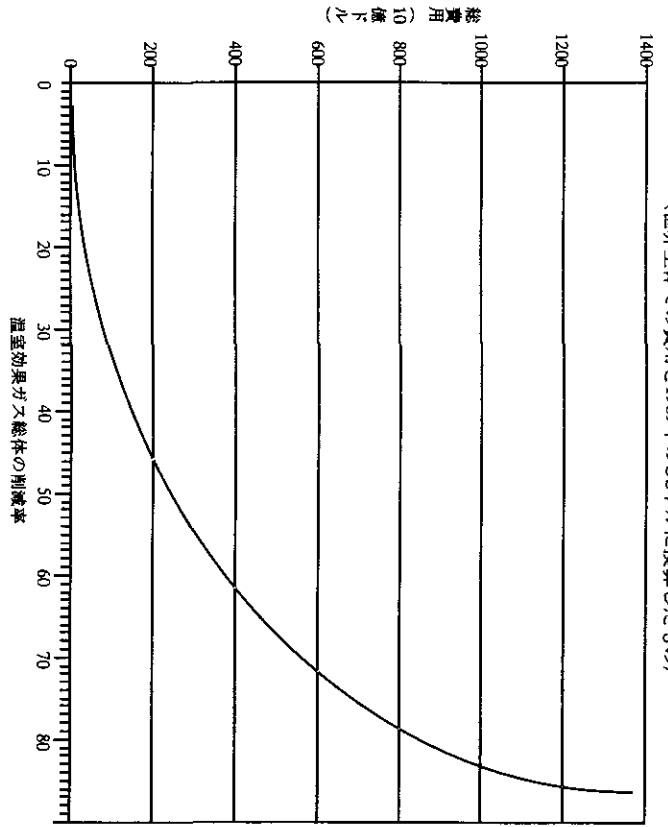
プラス三度上昇した場合には、どのような影響がでるだろうか。

われわれは正確には知らないし、またそのほうがよい。ロールズの『正義論』で述べられているように、われわれは、「公正な」調整様式を模索しているこの段階では、誰が最大のものを獲得することになるのかを知らず、「無知のヴェール」に包まれているほうがよいのである(Rawls, 1971)。

例えば二酸化炭素濃度が二倍になった場合、バルト海以北の夏の気温の上昇は、フランス気温変動研究所のシミュレーションによれば、四度以下（で世界平均以下）であろうが、イギリス気象庁によれば、八度以上（で世界平均以上）であろう。また地中海沿岸の降雨量は、プリンストンの地球流体力学研究所によれば増大するであろうが、イギリス気象庁によれば減少する。モデル製作者の眼と社会学者の眼で科学者たちの論争を追跡してきたフィリップ・ロケプロは、多くの政策立案者が、地球温暖化の影響が各地域でどのように現れるかを明らかにしたがらない様子を描いている。実際、「無知のヴェール」は、（南北双方を含めた）地球規模の予防政策をもたらす。その反対に、（地球温暖化によって）誰が「勝者」になり誰が「敗者」になるかがわかると、敗者は適応戦略を急ぐだろうが、勝者は何らの連帯行動もとらないかもしれない(Roqueplo, 1993, p.140)。

しかし、物理的影響がわからないという事実は、誰が経済的により一層「ひどい敗者」になるかがわからない、とどういってではない。実際には、

図1 温室効果ガス削減の総費用
(世界全体での費用を1989年のUSドルに換算したもの)



注：数値はさまざまなレベルでの温室効果ガス削減の長期総費用を推計したものである。計算の基礎は、1989年の世界の温室効果ガス削減の単位削減当り削減費用を1989年のUSドルに換算したものである。計算の詳細についてはNordmark(1990)を参照。

ノドハウスの議論はきわめて興味深い。この非常に低い額を上回るような努力をいずれも「愚かしい」「賢明ではない」とすることによって、彼は合州国の将来の立場を基礎づけたのである。さらに彼は、「新」古典派経済学のアプローチの不備を戲画的な仕方でも示している。

※ 彼は、諸国家の「満足曲線」のあいだに、ミクロ経済学者が諸個人のあいだに想定するのと同様の仕方、「渡るに橋無し」の原則が存在すると想定している。したがって北側の国々の南部境界地域における環境・人口上の危機は、北側の国々にとって「何の費用もかからない」と考えられるのである。このような見解は、ノドハウスが、「経済的移住者」問題が

※ まず地球全体として雨の多い気候になるだろうが、降水は地上ではあまり役立たなくなるだろう。というのはそれは一層速く蒸発するか、土壌をより激しく流失させるだろうからである。こうした世界の「熱帯化」は農業に大きく依存し農業人口が多い地理的な南の国々にとって有害なものになりそうである。

※ 海面は(膨張によって)三〇センチから五〇センチほど上昇するであろう。沿岸に住む人口の多い、デルタ地帯や島嶼などの国々は災害を被るだろう。

多くの犠牲者が事実上、「社会的な南」に集中することは明らかである。インド、中国、パングラジマ、モルジブは海面上昇によって被害を受けるだろうし、南米やアフリカも農業の条件の変化によって被害を受けるだろう。反対にアメリカ合州国のような北の国は、有力な農業生産国でありながら、半砂漠的なデジタル地帯が一つしかないため、温室効果を防ぐことへの「関心」が薄い。そのことはノドハウスによるまったく標準的な経済学的証明のなかではつきり示されている(Bohns, 1990)。ノドハウスはまず、四〇年間で二酸化炭素が倍増しアラスカ三度の温室効果が生じた場合に、それによる(アメリカ合州国にとって)損害は、さまざまな産業部門、主として農業部門における生産の減少であるとする。だが合州国経済において農業は重要性を減じているので、その損害はきわめて少ない(期待GDPを〇・二五%減するだけ)であろう。そして彼はこの損害を割引率四%で割引いている。限界経済が例外的に低いアメリカ合州国においてさえ、損害がこれ以上に少なくて、ほとんどのような温室効果ガス(GHG)の抑制行動も正当化されえないだろうことは驚くにあたらない。ノドハウスはGHG放出削減費用曲線を急な右上がりとして描いており、(参照となる趨勢と比較して)一三%削減するためには炭素一トンドあたり五ドルかかるのに対して、四五%削減するためには一〇ドルかかることになっている。彼の言葉をかりれば、限界の削減(マイナス三%)以上のものを求めることは「賢明ではない」ことになるのである。環境税は、炭素一トンドあたり五ドル、つまり原油一バレル当たり五ドルとすると、[費用効率的]であろうというのである。

現在ティファナのような国境地帯で火をふいているのを無視するかのように、移住を気候変動に対する正常な調整形態だといっているだけに、一層驚くべきものである。「渡るに橋無し原則」(つまり一国、特に指導的な国は、その隣国の利害を無視すべき、ないし無視しようとする考え方)が国際関係に適用できないことはたしかである。ノードハウスは明らかに、南における危機がもたらす北における費用を過小評価している。

※ 彼は他方で地球温暖化の予防費用を過大評価している。彼の数値は、GHG削減政策およびエネルギー効率の政策の当座費用に基づいており、全地球的な規制政策によって生じる規模の経済や自発的なエネルギー効率の改善を無視しているのである¹⁶⁾。

※ 割引率というものは、一個人の現在に対する選好にとっては有効な指標である。しかしそれは、現在世代と将来世代のあいだで、つまり契約者たちが同時に存在する市場がありえない場合に、有効なルールであろうか。これはまさに、エコロジストやハンス・ヨナス(Hans Jonas, 1996)のような社会哲学者たちによって否定されたことである。

※ 汚染者負担原則は、「汚染の発生者が、それによって生じた経済的損害を償うべし」というように理解される場合には、誘因政策と同じではない。一バレル当たり五八セントでは、「価格シグナル」はスポット市場での原油価格のランダムな変動の騒音にかき消されて、作用しないであろう。エネルギー価格は、のちにみるように、ある上限値を下回らない限りで誘因たりうるのである。

いずれにせよ、ノードハウスは、北側の国家がとるかもしれない「何もしない」という態度が、どのように理論化されるのかをよく示している。現在までのところ、南側の諸国家の標準的な態度は「何かをする」というものである。「困い込み闘争」は、GHGによって北側が行なっている汚染に反対して、南側が自らの気候を守るうとしてしているもの、と言わなければならない。しかし気候交渉の現実には、それとはまったく異なったものであったし、い

まなおまったく異なっている。こうした逆説を理解するためには、南北の一層現実的な主張を検討しなければならない。

5 GHG政策に関する各国の態度

まず最初に行なうべきは、「何かをする」ための費用をより正確に吟味することであるが、それは「何かをする」ことの利益を明らかにするためだけではない(つまり「何もしない」ことの損失を明らかにするためでもある)。

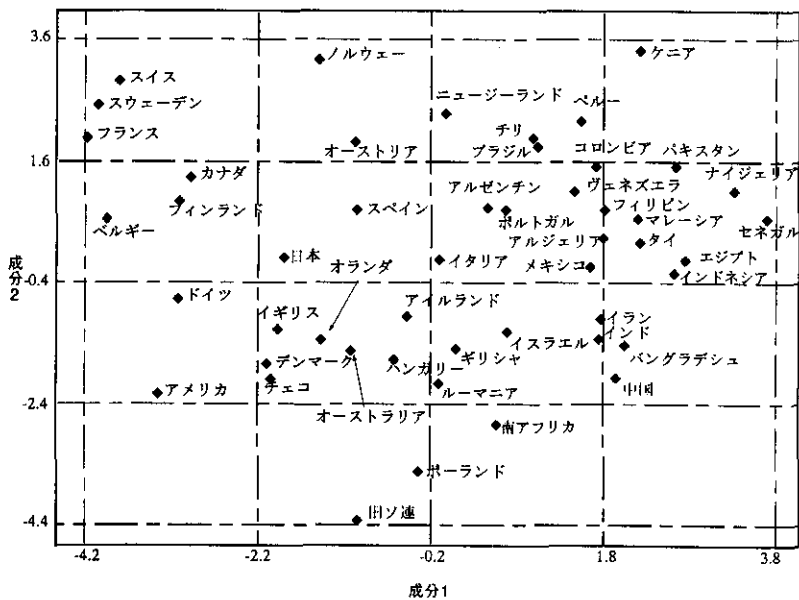
私の知る限り、最も印象的な体系的試みは、ベンハイム／カロン／ルヴァルレ(Benhaim, Caron & Levarlet, 1991) (以後BCLと略記)の研究である。かれらは五〇の国々(そのなかにはOECDや東欧のほとんどの国と第三世界の主な国が含まれている)を、二〇の基準に従った自動分類法で図表に示している。その結果は、それが気候交渉における態度と実際によく似ていることを確認している場合にも、現実とは対照的である場合にも、きわめて興味深い¹⁷⁾。

※ BCLの方法論

第一の指標グループには、一人当たりGDPや人間の発展に関する指標が含まれている。それらは(成長率とは対照的な)静態的指標であり、人口に関して中立的である。他の指標はすべて、エネルギー・システムに関連している。つまり、使用エネルギー類型や、一人当たり、GDP単位当たり、一国当たりの一次エネルギー消費やエネルギー効率やエネルギー備蓄やCO₂排出に関する指標である。

エネルギー備蓄が一国という外観に関して中立的でない¹⁸⁾のとちょうど同じように、最後の指標が人口規模

図2 総合的に見た各国の位置



に関して中立的ではないことに注意してほしい。また「何かをすることの利益」に関する指標（例えば、農民の割合や海拔ゼロメートル地帯に居住する人口の割合）がないことにも注意してほしい。

BCIは主要な成分を分析し、諸国を階層的に分類する。成分分析の第一の軸は、「開発」（左側）と「低開発」のあいだの対立を示している。

開発と正の相関関係にあるのは、

一人当たりのエネルギー消費量

一人当たりのCO₂排出量

エネルギーにおける原子力の割合、であり、負の相関関係にあるのは、

GDP一単位当たりのCO₂係数、

炭化水素の割合、

炭化水素の備蓄、である。

言い換えれば、一国の開発が進めば進むほど、一人当たりエネルギー消費量は増大し、その結

果、エネルギー生産に当たってGHG排出の抑制は進むにもかかわらず、その国が排出するCO₂は増大するのである。

第二の軸においては、生産の「清浄さ」という基準が示されており、上端にはGHG効率的「排出抑制的」な電気の使用が置かれ、下端にはGHG汚染的「大量排出的」な炭素の使用が置かれている。

これら二本の軸を組み合わせると、左上から右下部へと「優良さ」の序列が現われる。「GHG対策優良国」は、最初の線より上にあるスイス、スウェーデン、フランスであり、次いで他のスカンジナビア諸国、カナダ、ベルギーであり、それからドイツと日本、そしてアメリカ合州国、イギリス、スペイン……となっている。

第三の軸は「開拓可能な国々」（合州国、「旧」ソ連、中国、ブラジル）の巨大な人口を、バンングラデシュを含む他のすべての国々のそれと区分する¹⁶⁾。

きわめて意味深長なことであるが、この図では、世界の（社会的な）「北西」部に、豊かかつエネルギー生産においてGHG効率的な国々が位置している。「超優良国」はEFTA（ヨーロッパ自由貿易地域）の国々であり、「優良国」は日本およびEECである（イギリスとスペインは少し劣るが）。これらの国々は予防原則を実行する準備ができていて、つまりかれらはテクノロジを保有しているか獲得しようなのであって、「GHG排出の点で」すでに相対的に低い（まだ水続可能ではないが）水準にいますのである。

それとは対照的に、アメリカ合州国は図の南西部に現われ、旧社会主義諸国や南アフリカや中国などの化石燃料浪費国と同水準で肩を並べている。石油君主国と同じくこれらの国々においては、福祉はGHG大量排出と相関している。かれらは、BCI呼ぶところの妨害戦略を好んでいる。「われわれの生き方は交渉に左右されはしない」というリオでのジョージ・ブッシュの声明は、この立場を表している。

インド、ブラジル、メキシコ、中国、マレーシアといった南東部に位置する国々は、「GHG対策優良」な北西

部の国々とは著しく異なる外観を呈している。これらの国々はあまりに貧しくて、まだGHG危険国でもなければGHG効率国でもない。しかし明らかにかれらは、西側諸国と同じように「発展」することを夢見ており、これまでのところこれらの先輩たちがいかなる予防原則も実行してはいない、と考えている。これらの国々は告発戦略をとることを余儀なくされており、大気中のGHG濃度の上昇については過去における北西部の活動にこそ責任があると非難している。そうした戦略が主張しているのは、開発途上国においては予防原則はまだその時期に至っていないということである。

論争で示されたさまざまな具体的な立場

さてこれら二つの基準（つまり第3節で示した「何かをする」利益と、右で分析した「何かをする」費用）を組み合わせてみると、南北対立ははるかに複雑な様相を呈するようになる。

二つの基準に即せば、アメリカ合州国の立場は明らかに「何もしない」ことを支持するものである。つまりここでは温室効果の危険性は小さく、たとえエネルギー生産におけるGHG効率が低いために、限界的改良が（旧社会主義諸国にとつてと同様）まったく廉価であるとしても、温室効果の危険性と闘う費用はきわめて高くつきうるのである。問題は、地球の永続可能性という観点からみて、アメリカ合州国に求められる改良は決して限界的なものではない、ということなのである。

ここでわれわれはあらかじめ、「地球の永続可能性」という基準がどのようなものであるかについて述べておかなければならない。もし人間によるGHG排出の総量が世界のGHG「シベク」〔熱や流れなどが吸収される場所〕の能力^⑧と等しければ、世界の発展はGHGに関して永続可能であろう。（二〇四〇年の）世界人口が一〇〇億だとすれば、平均的な永続可能排出量は、一人当たり炭素五〇〇キログラムとなる。ところが合州国の生産は、現時

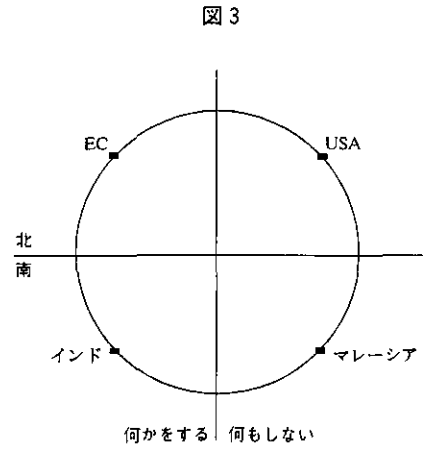
点でこの数値の一〇倍なのである！ したがってアメリカ合州国の「利己的な」関心が妨害戦略（何もしないこと）にあるのは、きわめて明白である。

急進的な告発戦略はその反対であろう。そして実際、南北対立のなかで「あなたが犯人であつて、あなたが何かをしなければならぬ」と非難するのはきわめて魅惑的なことである。だが問題は、この立場もまったく同様の妨害的立場であるということである。なぜならそれは、妨害を好んでいる外国が予防戦略を実行してくれることに依存しているからである。しかしそれでもこの立場は、合州国型開発モデル（開拓可能な土地を有する野蛮な資本主義）の模倣を夢み、かつ自らの国民に対する温室効果の影響をあまり心配していないエリートたちにとって、非常に魅力がある。ここで重要なのは、国際交渉を行なっているのは政府すなわちエリートであつて、民衆ではないということに注意することである。政治制度と市民社会の関係が薄い場合には、政府の立場は民衆の利害とまったく異なるかもしれないのである。

マレーシアはこれらの基準を満たす好例である。モハマド・マハティール首相は、一九九一年のアジア社会フォーラムで躊躇することなく次のように述べている。「民主主義、人権、エコロジー、団結権といったものは、先進諸国が、自らの将来の競争相手の進路をはばもうとして置く障害物に他ならない。」

こうして、「何もしない立場」には事実上二つのタイプがあることになる。つまり一つは北の（温室効果と闘うことはあまりに高くつき、しかも自分たちにとっては無益であるという）立場であり、もう一つは南の（温室効果と闘うことは自分たちの発展を不公正にも妨害するものであり、しかも地球温暖化は自分たちには無関係であるという）立場である。

しかしわれわれの議論で明らかのように、予防戦略をとる可能性をもつ主体には二種類ある。第一の種類には、地球温暖化が生じた場合には自らがその最初の犠牲者になるだろうと信ずべき深刻な理由を有する国々、つまり、



バングラデシュ、モルディブ、インド、アフリカ、南アメリカの国々が含まれている。その上これらは、GHGの排出が少なく（「持続可能な」一人当たり五〇〇キログラムよりはるかに少なく）またGHG効率が高くて低い国々であってみれば、これらの国々は、自分たちが、地球的なGHG永続可能性を有する発展に達するまでまだ相当の余地があると考えてよいであろう。つまり世界のGHG排出に対するこれらの国々の寄与分はしばらくのあいだ増えるかもしれないが、現実的な問題となることはないであろうし、まさにこれらの国々の発展自体が、一層GHG効率的なエネルギー生産をもたらし得るであろう。

対称的な位置に存在するのが、エネルギー生産よりもGHG効率を一層速く増大させようとするかと思われる北の国々（EFTA、フランス……）である。これらの国々は、GHG排出を一人当たり二トン以下に抑え、人口を定常にして「サービス社会」に向かえば、五〇〇キログラムという目標は手の届く範囲にある、と考えてよいであろう。その上、これらの国々は、南の国々に対する指導者としての責任や、自らの南部国境地帯での人口上・環境上の混乱から生じる危険に、特に敏感な国々であってみれば、かれらは、予防戦略は比較的廉価であり実際有益である、と考えるかもしれない。しかも国内のエコロジー運動がこうした政策の枠組みづくりを始めているのである。

こうして、「何かをする」立場には事実上二つのタイプがあることになる。つまり一つは南の（われわれは温室効果と闘う必要がある、北からのなんらかの援助があれば、闘うことができるという）立場であり、もう一つは北の（われわれは温室効果と闘う能力をもっており、またそれを世界に提供することが自分たちの利益であるという）立場である。

したがって南／北の区分線が、何もしない／何かをするというもう一つの区分線と交差することになるのである。

6 何がなされるべきか

リオに至る年月のあいだに、妨害的な立場は、徐々に粗野なやり方を控えるようになった。反対に、一九九〇年から九二年にかけて、さまざまな会議やIPCC「気候変動に関する政府間パネル」報告や書籍やTV番組やエコロジー運動が、ますます明瞭に、「何かをする」必要があると強調するようになった。議論の重点は次第に、「われわれは何かをすべきなのだろうか」から、「何かをすることはそんなに緊急を要するのか。そして誰がその負担の最大部分を担うべきか」に移っていった。

負担の配分をめぐる議論は、二つの相関連した経路で展開された。一つはGHG排出源をめぐる技術的な議論であり、もう一つは目標と手段をめぐる政治的な議論である。これらの関連性はきわめて密なので、両側面を分離することは逆効果であろう。実際、排出源をめぐる議論（「誰が犯人か」）は、目標をめぐる議論（「誰が排出を削減しなければならないか」）であったのだ。

■ WRI-CSE 論争

そのことがきわめてはっきりしたのは、一九九一年、つまり「UNCHEに向けた」第二回準備会議の（そして第二次湾岸戦争）の年に、科学・環境センター「CSE」（ニューデリー）のアニル・アガルワルとスニタ・ネラン

が、合州国政府と関連のあるワシントンの民間シンクタンク、世界資源研究所（WRI）が出した一見「技術的な」一九九〇—一九九一年報告書に対して、論争を開始したときである。その頃までは、温室効果の増大に対しては工業諸国が排出するCO₂に絶対的な責任があるということについてほとんど疑問はもたれていなかった。ところがWRIの報告書（一九九〇年）は、議論に二つの新たな要素をもたらしたのである。

※ 第二に、それはすべてのGHGの排出、つまり森林火災によって排出されるCO₂（この報告書がデータをとっている一九八七年は、ブラジルで特に大規模な森林火災があった）や、とりわけ、牛の消化活動や水田において有機物が発酵する際の副産物であるあらゆるメタン……を包括的に評価しようと試みているのである。メタンはCO₂よりも危険なガスであって、メタン（CH₄）一分子は、CO₂一分子に比べて四〇倍の赤外線吸収する効果をもつ¹¹。そのような換算指標を使うことによって、WRIは、国ごとにGHGの総排出量を計算したのである。

※ 第二に、報告書は、大気中へのGHGの総排出フローが、大気中におけるそのストックの変化と等しくはないという事実注目した。海洋と大地が排出フローの約半分を再吸収するのである。これら自然のシンクこそ、自然が人類に与えてくれた真の「地球共有資産」なのである。WRIの報告書は、国々に、その総排出量に比例させてこれらのシンクを配分している。そうすることで各国ごとの純排出量を出すのである。

その際、何らかの評価を下そうとはしていないが、南側の寄与は、北側（当時はそこに社会主義諸国も含まれていた）のそれとほぼ等しく、主要な汚染者は、アメリカ合州国、〔旧〕ソ連、ブラジル、中国、インド……となっている。

WRIの報告書は重要である。議論の詳細は別にして、それはすべてのGHGの排出に関する最初の調査結果を提示し、二酸化炭素以外のガスに人々の注意を引きつけた。そしてそれが、はっきり確認したのは、大気ではなくてシンクこそ、人類の安全のために「囲い込まれ」、割り当てられ、調整されるべき地球共有資産である、ということであった。

しかしそうするにあたって、この報告書は、理論的観点からみて二つの大きな欠陥をともなつたが、その政策的含意はきわめて重要である。

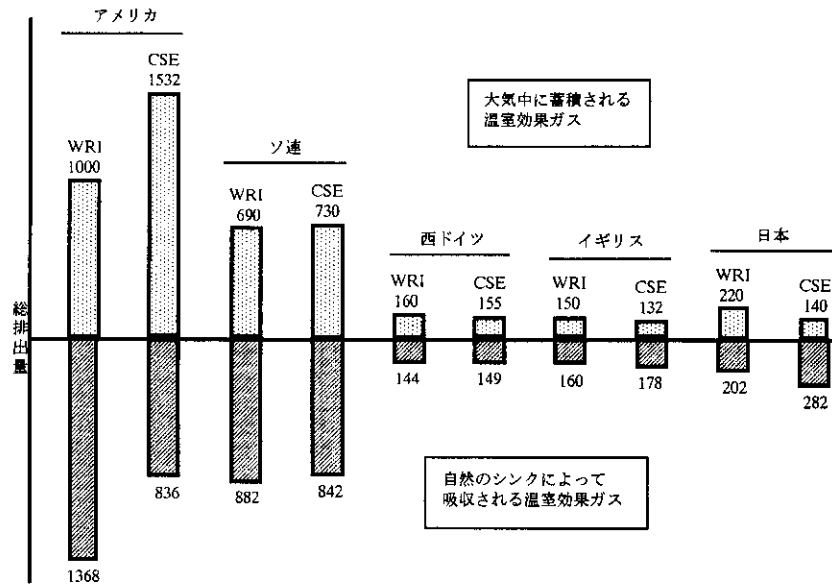
※ すべてのガスが同じように「予防原則」の対象になるわけではない。CO₂は五〇年から一五〇年のあいだ、大気中にとどまっている。したがって二〇五〇年のCO₂濃度は、一世紀間の排出総量に依存することになるだろう。それに対してメタンは非常に不安定で、大気中にとどまるのは約三年間である。したがってメタン・サイクルの制御は延期することができ、……「包括的アプローチ」はすべてのGHGの削減を目標としているが、予防原則はただCO₂の削減のみを対象とするのである。

※ 総排出量に応じてシンクを分配するというのは、地球汚染に対する既得の寄与度に応じて行なう特殊な形態の囲い込み（権利賦与）を意味する。われわれは、ロールズのいう初期の権利賦与ないし基本財配分の過程の出発点にいるのだから、そのようなやり方が決して公正でないのは明らかである。そのやり方では、最貧国、開発の遅れた国、現在の汚染に対する責任の小さな国、人口が増大する可能性の高い国が、自らの排出量を増大する可能性を最小に抑えられるのである！

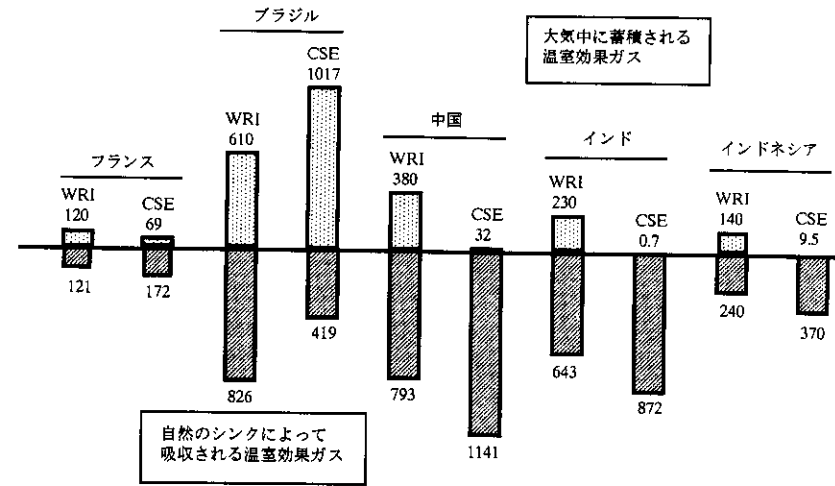
アガルワルとネランの応酬（Agarwal/Nairn, 1991）は素晴らしい。主として第二のポイントを当てている。

まず第一に科学・環境センター（CSE）が批判するのは、WRIのデータである。曰く、一九八七年という年はアマゾン地域で森林火災があったのだから例外的である、南側の家畜によるメタンの排出は過大評価されている等々。しかし議論に別の数量的基礎を提出することができないので、CSEは、WRIの二つの方法論上のポイントを批判している。包括的アプローチは、（食料生産における）メタンの発生は不可避なものだが、（工業やクルマ

図4 WRIによる温室効果ガス総排出量上位10ヵ国



についてのCSEの比較計算 (炭素換算、百万t)



の環境NGOや開発NGOの統一的な立場となつた。そして南北NGOの会議(第三次および第四次の準備会議や、一九九一年一月にパリで開かれたヤ・ワナンチ会議)で、この立場がヘゲモニーをとった。しかしそれはまた、UNCEDに対する自国の報告を書くのに国際自然保護連合のようなNGOに頼っている南アジア(インド、パキスタン、バングラデシュ)の政府にも、影響を与えた。これらのより公式的な立場がしばしば依拠したのは、売買可能許可証制度を支持するクラブ(Grubb, 1990)のよりアカデミックな研究である。こうしてそれは、インドと「七七カ国」グループ全体の統一的な立場となり、中国の立場となり、UNCTADの立場となった。この提案の利点は、実に印象的なものである。

※ 許可証は現在の人口に応じて配分される。したがってそれは、各国が自らの出生率を抑制する誘因となる。

の運転によるCO₂の発生はぜいたくである、という倫理的理由に基づいて拒絶される。「南」が(NICSではなく)低開発諸国を意味し、かつその(エリートではなく)農民を意味している場合には、南北対立においてそのような批判が、大いに人の胸に訴えるものであることは明らかである。

地球共有資産(CO₂のシンク)の諸国民へのWRI的配分に対するCSEの反対は、より建設的(ハイエクの用語でいえば、より設計主義的)である。すべての人間は生まれながら平等の権利を有すると主張して、CSEは平等主義的な配分を提案する。すなわち国々への基本財の初期配分を、現時点でのそれらの人口に比例して行なうよう提案するのである。その場合には「純排出」の構造は、したがってまた「負担の配分」計画も、完全に変化することになる。

この力強い提案は、国際交渉の場ですこぶる歓迎された。リオに至る過程でもなくそれは、南

※ 許可された量を超えて排出している国はすべて北側の国々である。G H G 効率的なテクノロジーに資金を供給するために、こうした超過に対しては罰金を課すべきである。

※ 排出超過国は、許可証が余分になった国からそれを買うこともできる。後者のような国はすべて南の国である。したがって余分の許可証をもっているも、排出を抑制することは南の国々に利益をもたらすであろう。そしてまた、この売買可能許可証の価格が、南における永続可能な発展に資金を提供してくれるだろう。

われわれはここで売買可能許可証の経済学について立ち入るつもりはない。実際、ひとたび基本財の初期配分が行なわれれば、売買可能許可証市場は原油市場と非常に似たものになるだろう（違いは、前者には罰金という上限があることである）。世界は「大気ヒーオニッジ（借金返済の半奴隷制）」的状況（つまり南の国々が借金を支払うために、自分たちの呼吸用の許可証を非常に低い価格で販売するといった事態）を経験するかもしれない、あるいは反対に、「許可証に関する二つのサウジアラビア」つまりインドと中国によって支配された強力な寡占市場が形成されるかもしれない。しかし現在までのところ、これらはすべて空想上の経済学にすぎない。なぜならば、一九九二年のリオ会議まで、人類にはそのような手のこんだ困り込み過程に対する準備ができていなかったのは明らかだからである。

環境税をめぐる論争

諸国家に許可証を配分し、G H G 永続可能な発展という集団的な目標を設定するだけでは十分ではない。諸国家はどのようにすれば自国民に対して排出を抑制しよう説得することができるのだろうか。

ここでわれわれは「目標政策 対 手段政策」の論争に入ることになる。上述してきた諸政策は目標政策であって、C S E の許可証配分制は各国民の目標量を設定するものであるし、W R I の試みには削減率に関する一般的・共同的な目標が含まれている。しかしまたC S E の提案は手段、つまり許可証市場や超過に対する罰金（世界環境税）を含んでいる。だがそれこそまさにその設計主義的な弱点であって、調整さらには手段の実行が行なわれるためには、統制し調整する権限がなんらかの国際機関に与えられていなければならない。国ごとの実際の排出量を測定する技術的能力自体が存在するかどうか疑問であって、市場を組織し、罰金を徴収し再分配することのできる機関は真の世界政府でなければならないのである……。

反対に補助性原則はより実行しやすいように思われる。つまりそれは、ひとたび世界全体が目標（国ごとに特殊化される場合もあればされない場合もあるが）について合意すれば、自らのような手段を選択するかは国民国家の責任にゆだねるというものである。

もしわれわれがこのような補助的分割を受け容れるならば、目標政策は、おそらく売買可能許可証という手段で緩和されるので、国際レベルでより適切なものであろう（なぜなら諸主体——諸国家——が、規準や数量に関して交渉するために歩み寄るからであり、またかれらの数は少ないので許可証市場を容易に組織できるからである）。反対に、課税という手段は、国内レベルでより適切なものであろう。なぜならここでは、諸主体——企業や家計——が非常に種々雑多であるため、いかなる市場も組織できないし、非常に数が多いので実際の排出を統制することはまったくできないからである⁽⁶⁾。しかし事はそう簡単ではない。

一方で、世界化した経済においては、手段政策は、政府ごとの主権の自由裁量にまかせておくことはできないし、またまかせるべきでもない。規準にしても環境税にしても補助金にしても競争に関して決して中立的ではない。それらは競争を妨げ国内の実業界の圧力団体によって拒絶されるか、それとも競争を促進しG A T Tでの論争の対象になるか、するであろう。そしてまさに、市場志向的なワルグアイ・ラウンドの交渉は、リオ会議と並行して進められたのである。

他方で、手段的政策については、目標に関する議論ゆき、そして何を目標とすべきか、したがって目標への距離はどれほどかがわからないでも、国際レベルで交渉することができる¹⁵⁾。手段政策は予防原則と一致しているようである。つまり、われわれには、それらの政策が本当に必要かどうかまた十分かどうかはわからない。しかし(のちになって)それらが必要であった(十分かどうかは別に)して)ことがわかった場合、それは正しい方向への一歩であったことになる。またそれらが必要でなかったことがわかった場合にも、それらは何か他の点で有益だったかもしれないのである(この最後の議論は、「後悔しない」戦略というものの可能性を示している)。

こうして具体的な外交駆け引きは、結局のところ、国内および国際レベルにおいて、目標と手段の何らかのポリシー・ミックスをはかることにおちつきそうである。単独の国家であろうと国家グループであろうと、リーダーシップの能力というのは、自らの国内政策にとつても適切であり、かつ他の国々によつても一般的利益という名分の下に受容されるような国際制度を提案できることである。(資本と労働のあいだの)ルーズベルトのニューディールはこの種の「ヘゲモニー」を表現している。それは国内における「偉大なる妥協」でもあれば、ナチズムに対する勝利やマーシャル・プランやマッカーサー・プランによつて助長されてすべての国々にとつてのモデルにもなったのである(Upietz, 1992)。

UNCEDの過程でヘゲモニーをどうとする唯一の現実的な試みは、ヨーロッパ共同体によつてなされた。ECのルーズベルト的大望(「環境上の課題」と名づけられた)は「UNCEDに対するECの報告書」においてはつきりと表現された。そしてその挑戦は、第一一部局(「ECの」環境省)のEC委員会(ECの政府)に対する報告書のなかで提示され、のちには委員会自体によつて採用されたし、さらに「ヨーロッパ議会通信」として提出されることになった。

「内部市場の統合によつて、ECは、重要な道徳的・経済的・政治的影響力と権威とを行使する能力を有する、世界で最大の経済上/貿易上のパートナーとなるであろう。そのようなものとしてECは、現在世代と将来世代の努力によつて、財政状態を建て直すとともに、環境の保全と天然資源の永続可能な利用とに関して、他の先進国と開発途上国に対しリーダーシップと模範を提供したい(…)」。自らの責任を果たそうというECの意向は、世界的な外交政策における現在の空白状態を充たし、また一九九二年六月のUNCED、地球サミットで採用されるべき地球的な気候条約に関して触媒的役割を果たす、重要な機会を提供している¹⁶⁾。

政策は具体的には次のように多方面にわたっている。

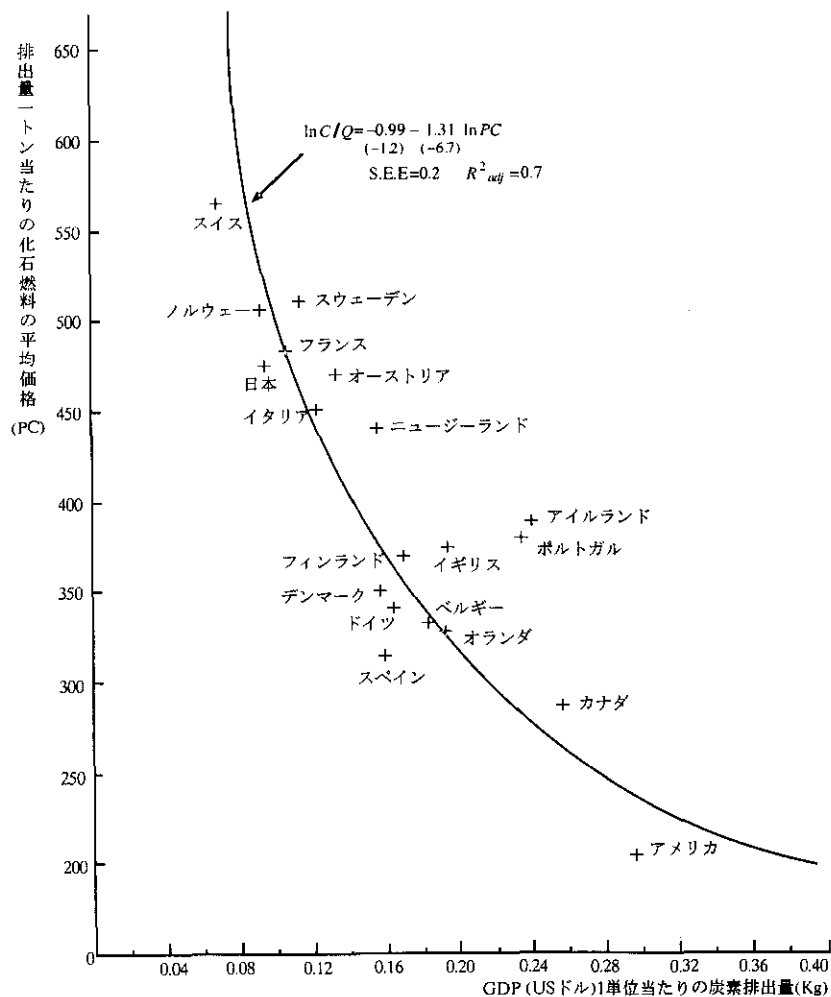
- 1 報告書は、合州国政府の「包括的アプローチ」を退けて、二酸化炭素に焦点を当てている。
- 2 開発諸国はCO₂排出量の増大を逆転して、二〇〇〇年のその水準が一九九〇年の水準に戻るようになければならない。

- 3 開発途上諸国は、CO₂効率とエネルギー効率の上昇に努めるといふ条件で、自由に、GNPとともにCO₂排出量を増大することができる。
- 4 目標を達成するために、開発諸国は炭素-エネルギー環境税を導入するであろう。この環境税は国家レベルで徴収され、予算中立的(つまり他の税の削減によつて補償される)であろう。しかし税の水準は国際的に調整され、次第に、石油一バレル相当で一〇USDの水準に引き上げられてゆくだろう。

- 5 課税額は、エネルギー体系のCO₂効率性に依りて差別化されるだろう。つまりいかなるエネルギー(CO₂)を出さない、原子力や水力も含めて)であろうと五ドルを課し、CO₂排出量に応じて増額するのである。その結果、課税額は石油に比して天然ガスの方が少なく、石炭の方が多くなるだろう。

- 6 それに加えて、CO₂効率的なテクノロジーの研究開発に対しては補助金が出されるであろう。
- 7 南が適応するのを援助するために、技術や資金の移転が行なわれるだろう。

図5 化石エネルギーにかかわるCO₂排出トン当たり価格、およびGDP1単
位当たり排出濃度からみた、OECD諸国の比較 (U.Sドル, 1988年)
(Hoeller et Coppel,1991,p.19より)



出所：国際エネルギー機関のデータにもとづく評価

要するに、「議会への欧州委員会通信」は、リオ会議の約一年前に達成された、南北間の、おそらく可能な限り最良の妥協を表わしていた。より正確に言えば、それは、「北側の何かをする」国家グループと「南側の何かをする」国家グループとのあいだの同盟、つまり西ヨーロッパと南アジアとのあいだの同盟を意味していた。しかしこ

結びにかえて

これらの政策中の最初の三点は、ポリシー・ミックスの「目標」部分を表わしている。それらは予防原則の尚早な実施に対する南側の反対と一致している（したがってまたアガルワルとも、方策は違っても目的は一致している）。

最後の四点は一連の「手段」を表わしている。GDP増大の期待水準およびノードハウス曲線における価格と排出量の双対性を考え合わせると、二〇〇〇年の課税水準はほぼ、排出量目標と一致するように思われる。また予算中立性は八〇年代後半の税金反対運動と一致しているし、工業諸国の税率の統一はウルグアイ・ラウンドの精神と一致している（ただし低開発国が特別扱いをうけることは認めている）。手段として課税を選択することは、おそらく最も費用効率的であろう。課税水準の提案は、経済主体にとって現実的な誘因となるし、また現実の価格差がCO₂排出量に重大な影響を及ぼすことが実証されている（図5）。

第五点は、化石エネルギーからの転換が原子力エネルギーの増大をもたらすのではないかという懸念を反映している。さらにそれはさまざまな化石エネルギーのなかでも最もクリーンなものへの転換をもたらす。第六点と第七点は、とくに南側におけるエネルギー効率の自発的な上昇努力が重要であることを考慮に入れている（Goldenberg et al, 1987）。

の同盟は失敗した。

失敗の第一の理由は、それが、いまま議論的になっているヘゲモニー制度を表現していることである。実際のところそれは、日本と北ヨーロッパ（ドイツとスカンジナビア）の、つまりBCLチャート（図2）でいえば北西部の、技術パラダイムが環境上優位にあることを表現している¹⁵⁾。しかしこの優位性は、政治的リーダーシップ——それをこれまで担っていたのは、その妥協が成立すれば敗者となるアメリカ合州国であった——をもたらずには、なお十分ではないのである。

ヨーロッパと日本が環境税の実施にイニシアチブを発揮していれば、多分、アメリカ合州国にもそれへの挑戦を余儀なくさせることができていたであろう。しかし失敗にはもう一つの理由があったのであって、それは、リーダーシップをとるべき候補者たるヨーロッパ共同体の、内部的弱点であった。実際、ECは、進んだ社会的・環境的妥協を有する「核」部分（ヨーロッパ大陸の北部）と、「フレキシブルな」資本・労働関係と緩やかな環境規制を有する大西洋沿岸および地中海沿岸の周辺部とから、成っている。そして核部分の人口比重が大きいことよってのみ、周辺部に対して環境税を課すことができたのである。しかし一九九二年一月に、マーストリヒト会議はヨーロッパ憲章の改革を提起し、ヨーロッパ内部での経済競争を促進するが、環境上・社会上の規制に関しては諸政府間での満場一致原則に従わせることになった。こうしてどの国の政府も環境税に関する拒否権を与えられたのである。（EC内およびEFTA内の）いくつかの北欧諸国は、すでに自らCO₂・エネルギー環境税の一方的な実施に踏み切っているが、イギリスとスペインは環境（および社会）ダンピングを行なう意志を隠していないのである。要するに、炭素・エネルギー税はマーストリヒト条約の最初の犠牲者となったのである。環境担当委員カルロス・リパ・デ・ミーナは苦々しい反応を示した。翌朝彼はフランスの新聞『リベラシオン』で次のように述べた（一九九二年二月二〇日）。

「マーストリヒトは環境問題についてひどい裏切りを行なっている。われわれは二極分裂した環境ヨーロッパに向かおうとしている。環境政策、その費用、その規制は国ごとに異なることになる。まったくのお笑い草だ！ われわれは熱帯雨林についてお説教をし教訓を垂れていながら、温室効果について言葉だけ携えてリオに行くことなどではしない！」

リパ・デ・ミーナの予言は完全に的中した。一九九二年四月、ヨーロッパ議会は環境税の採択に失敗した。五月に、気候条約に関する国際交渉団は、中身が半分しかない妥協を採用した。生物多様性交渉の失敗に加えて、これが、リオにおいて強力な「何かをする」同盟の出現する可能性を閉じてしまった。ヨーロッパ・インド軸は崩壊し、「告発的」立場にこり固まった中国・マレーシア軸が出現したことで、リオ会議はいつもの南北対立の場となってしまうのである。

しかしリオ会議と気候交渉の全体が失敗だったと結論すべきであろうか。いやそうではない。実際、妥協は半ばは満たされていたのであり、南側の要求とヨーロッパの提案から多くのものを取り入れていたのである。「環境・植民地主義」を拒絶することで、それは前進したし、北側の真の関与をもたらしたのである。

※ 二酸化炭素のみをただちにコントロールすべきことが承認された。南の米や牛には生育の機会が与えられた。
※ 開発諸国のみが第一歩を踏み出さねばならず、二〇〇〇年には「以前の」排出水準に引き下げねばならないこととされた¹⁶⁾。

※ 「以前の」という言葉は、別のパラグラフで一九九〇年という年に結びつけられている。

この巧妙な言葉づかい（これは前国連「開発国際経済協力総括」事務局長ジャン・リパートの傑作である）によって、合州国は実際的な言質を与えることなく調印することが可能になったが、ヨーロッパの方は、それは一九九〇年を削減計画の基準年と見なすものと宣言した。

われわれは現在どこにいるのだろうか。環境税がマーストリヒト後のヨーロッパ連合においていままお実現されていないとしても、驚くにあたらない。交渉はいまも続けられている。(ドイツ統一と景気後退に起因する)一般的な財政危機に直面して、ヨーロッパ諸国は新しい歳入を探し求めており、アメリカ合州国も同様である。ガス税や環境税が魅力を増しているのである。さらにエドモン・マランポーを長とする経済学者グループが一九九三年一月に出した報告書は、労働者から徴収される社会保障税に代わるものとして、炭素・エネルギー環境税を提案している。

こうして、労働者の犠牲を減らしながら失業と闘うという名分の下に、環境税が擁護されているし、いくつかの政府はガスに対する税金を増やしている。このような「後悔しない戦略」の実施は、クルマの普及とそれによるCO₂排出を停止させるのは時期尚早かもしれないが、それを促進しないのは良い予防になるかもしれないという一般的な良識を表現するものである。ウールカドとゴダールの言葉をかりれば、アメリカ的生活様式(フオーディズム)は、「^{コンテクスツクアブル・レジティメイシ}いろいろな問題のある正統性」^⑩と見なされ始めているのである(「いまや「正統性を問われ」始めているのである」)。

それにしても、後悔しない戦略は、つまり予防原則のこの最も弱々しい形態は、それがわれわれの考える以上に遅いものであるかもしれないということを見失っている……。

* 本稿は、UNESCOおよびフランス環境大臣(ÉCLATプログラム)の資金援助をうけて行なわれた実地調査にもとづいた研究を、さらに発展させたものである。

原注

- (1) 一般均衡理論の標準的なミクロ経済学においては、行為者たちの一連の選好は、他の行為者たちの満足とは独立している。つまりさまざまなホモ・エコノミクス同士のあいだには、商品と貨幣の交換を除いては、「渡るに橋無し」なのである。
- (2) 「問題特定のな力」という概念は、ハビーブ(Habeeb, 1988)によって国際関係論に導入された。環境問題をめぐる国際交渉の分析にそれを取り入れたのは、ドゥカン・ポメロ(De Campos Mello, 1992)であった。
- (3) 社会的知識の二形態としてのテクネー *techné* とロゴス *logos* との違い(テクネーは経験的で暗示的であるが、ロゴスは体系化され明示的である)については、Margin(1990)が展開されている。
- (4) 交渉過程や環境NGOのあいだで、半ば冗談として言われたことであるが、もし分子の使用価値の確認に対して特許権使用料を支払わなければならないのだとすれば、トウモロコシに関する特許料は、複利で三千年分がメキシコ人たちに對して支払われるべきであろう。
- (5) ここでロールズに言及するのは決して不自然ではない。リオでの論争はまさに、生態系に関するできるだけ「公正な」国際レジームをつくらうと試みるものであった。そして「公正な国」や「公正さ fairness」が、最も頻繁に用いられた言葉であることは確かである。ここで用語の正確化をはかっておく必要がある。コヘイン・クラズナー流の国際関係論においては、「レジーム」という言葉は、フランスのレギュラシオン・アプローチや時にWIDER(開発経済学世界研究所)の論文(例えばMargin & Schor, eds, 1990)に見られる通常の用語法に従って、一組みの「ゲームのルール」または「調整様式」という意味で使われているが、「レジーム」は普通、ゲームのルールが機能したその結果の軌跡を示している。地球生態系をめぐる論争には、国際関係論の言葉が入ってきている(Porter & Brown, 1991を参照)ので、われわれとしては「レジーム」、「調整様式」、「ゲームのルール」と区別しないで用いよう。
- (6) 技術の長期的なエネルギー(またはGHG)効率に関するこのような議論については、Hourcade(1993)を参照。
- (7) BCLの試みに対する批判の詳細については、Lipietz(1992)を参照。
- (8) 例えば「旧」ソ連を一国と教えることを考えてみよう! これは方法論上の大きな不備と見えるかもしれない。しかし一國が複合的な妨害能力を有するとすれば、それはその国の外交上の現実的なパラメーターとなる。

- (9) 「開拓可能」という基準を議論のなかに説明要因として導入したのは、Baruf(1992)である。
- (10) 現在、シンクの吸収力は、人間によるCO₂排出量の約半分である。しかしシンクの効率は、ル・カテリエ式の反作用原理によれば、大気中のCO₂濃度の上昇に依存すると言いうこともできるかもしれない。
- (11) 第二次湾岸戦争の背景が、リオ以前の「環境秩序」論争においてきわめて重要であるのはたしかである。なぜなら「新国際秩序」が「二重基準」の秩序として現われることになったからである(Lipietz, 1992 後記)。
- (12) フロンや他のハロン類は何千倍も危険であるが、他の国際協定の対象とされている。
- (13) 課税か売買可能許可証かという議論については、Hourcade et Baron (1992)、Godart (1992)を参照。
- (14) 完全な一般均衡の世界においては、図1のノードハウスの曲線に示されているように、手段と目標のあいだの双対性が存在している。
- (15) 「二酸化炭素の排出を制限しエネルギー効率を改善するためのECの戦略」。委員会から議会への通信、一七四四号最終版、第91項。ブリュッセル、一九九一年一月一四日、謄写版出版物。(議会はECメンバー政府の会合で、ヨーロッパ共同体の立法府として活動している)。
- (16) それはまた、(エネルギー生産に関して石炭に大きく依存している)ドイツと(原子力発電に大きく依存している)フランスとのあいだの妥協をも反映しているのかもしれない。しかし一九九一年五月二九、三〇両日に開かれた独仏首脳会談では、単純二酸化炭素税について合意に達した。
- (17) このパラダイムの優位性は、それはそれでまた、より効率的な資本-労働間の妥協に依存している。Lipietz (1992a, 1992b)を参照。
- (18) 手続的にいえば、条約に調印し「付属文書のリスト」にのっている国々がこれに当てはまる。
- (19) これが「コンテスタブル・マーケット」の理論をもじったものであるのは明らかである。